6.12.1 調査

1)調査

(1) 調査項目

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査項目及び調査状況は、表 6.12-1 に示すとおりである。

表 6.12-1 調査項目

調査項目	文献その他の 資料調査	現地調査
人と自然との触れ合いの活動の場の概況	0	_
主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分 布、利用の状況及び利用環境の状況	_	0

(2) 調査方法等

ア. 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

文献その他の資料調査の結果は、「第3章3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況」に示すとおりであり、人と自然との触れ合いの活動の場の分布について整理した。

イ. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

現地調査の調査概要は表 6.12-2に示すとおりである。

表 6.12-2 調査概要

調査項目	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況
調査手法	ヒアリング及び現地踏査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による 方法とした。
調査地域	事業実施区域の周囲約 500m の範囲とした。
調査地点	事業実施区域の周囲約 500m の範囲内の任意の地点とした。
調査時期	平日及び休日として、以下の日程に行った。 平日:令和3年7月16日・8月23日 休日:令和3年8月22日

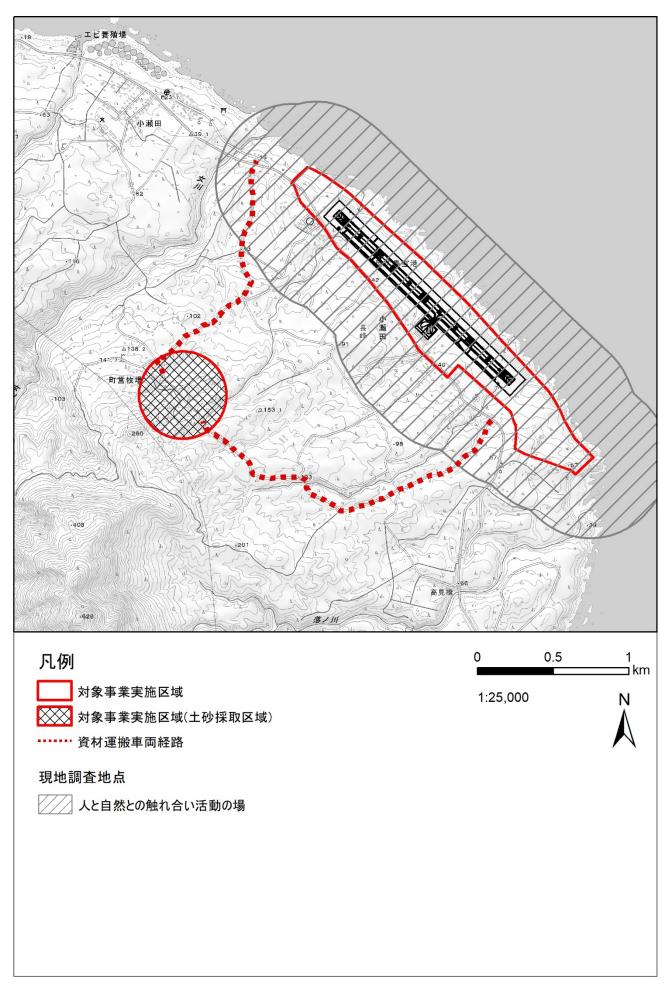


図 6.12-1 人と自然との触れ合いの活動の場調査範囲

(3) 調査結果

現地踏査及び聞き取りの結果、屋久島空港周辺では、女川河口、早崎周辺及び屋久島空港沖合の3 箇所において、人と自然との触れ合いの活動の場の情報が得られた。

なお、いずれの箇所においても、利用者数等の定量的な情報は得られなかった。

ア. 女川河口

現地踏査により、女川河口周辺において水遊びを行う家族連れが確認された。河川利用は、女川河口が河川底質により閉塞されている(河川域と海域が分断されている)ときが多く、利用者のほとんどが周辺集落の児童であった。確認された利用者は、河口近くまで車両にてアクセスし、駐車位置から女川まで徒歩にて移動を行っていた(図 6.12-3 参照)。

イ. 早崎周辺

現地踏査により、クリスタル岬や旧早崎灯台裏の岩場で釣り客が確認された。確認された釣り客は、釣り場近くまで車両にてアクセスし、駐車位置から釣り場まで徒歩にて移動を行っていた(図 6.12-4 参照)。

ウ. 屋久島空港沖合

屋久島漁業協同組合への聞き取りにより、屋久島空港沖合はロウニンアジ(GT)の釣りスポットである情報が得られた。屋久島からの釣り客だけではなく、種子島からの釣り客も見られるとのことであった。

また、ダイビングショップや観光客への聞き取りによると、屋久島空港沖合においてダイビング やシュノーケリングは行われていないとのことであった。

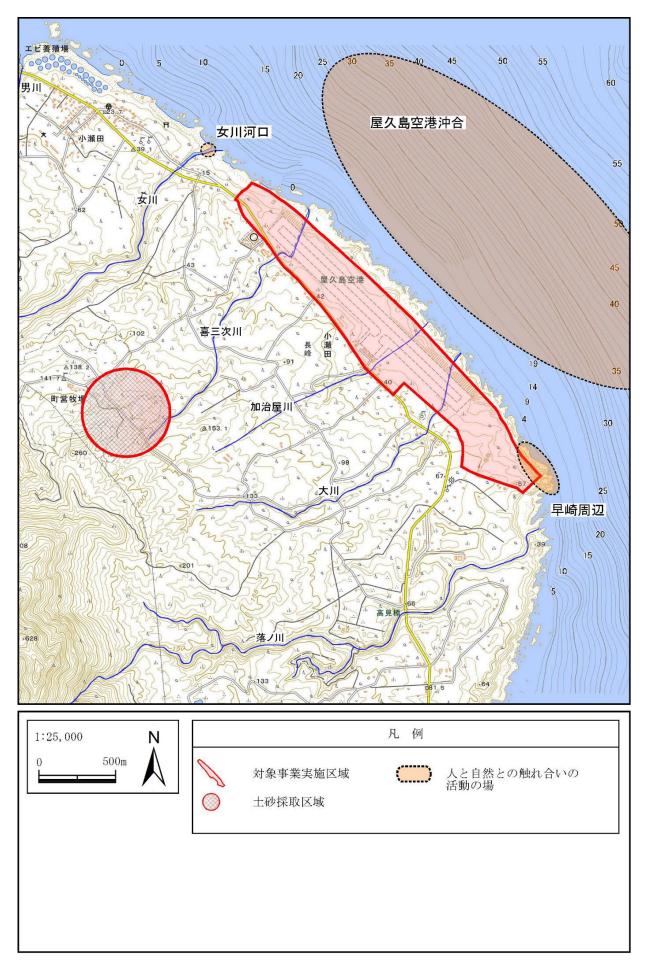


図 6.12-2 人と自然との触れ合いの活動の場(広域)

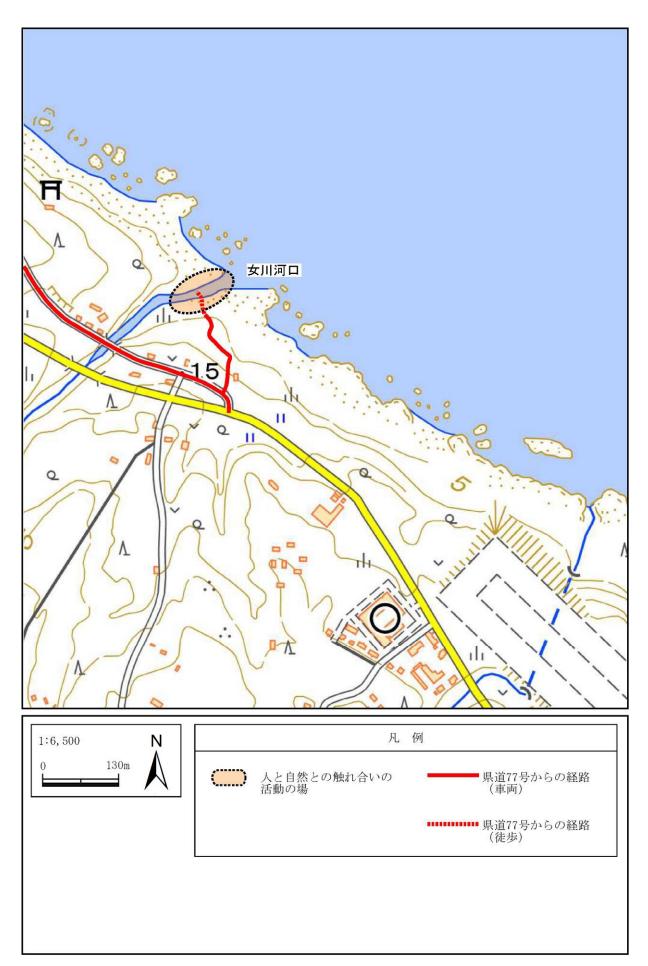


図 6.12-3 人と自然との触れ合いの活動の場(女川河口)

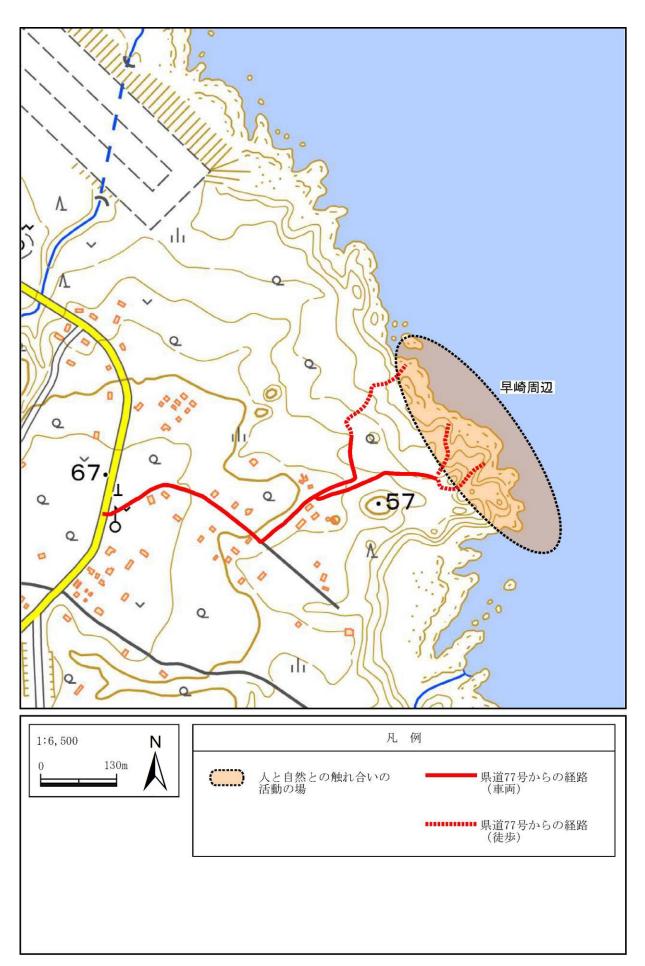


図 6.12-4 人と自然との触れ合いの活動の場(早崎周辺)

6.12.2 予測及び評価

6.12.2.1 飛行場の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場(土地又は工作物の存在及び供用)

人と自然との触れ合いの活動の場の予測項目及び影響要因とその内容については、表 6.12-3 に示すとおりである。

表 6.12-3 影響要因とその内容

影響要因の区分	細区分	内容
土地又は工作物の		飛行場の存在による人と自然との触れ合いの活動
存在及び供用	飛行場の存在	の場の減少及び環境の改変による影響

1) 予測

(1) 予測項目

飛行場の存在に伴う飛行場の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の予測項目は、表 6.12-4 に示すとおりである。

表 6.12-4 予測項目

項目	影響要因	予測項目		
土地又は工作物の 存在及び供用	飛行場の存在	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布及び 利用環境の改変の程度		
		利用性の変化		

(2) 予測概要

飛行場の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の予測概要は、表 6.12-5 に示すとおりである。

表 6.12-5 予測概要

	予測の概要
予測手法	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布及び利用環境の改変の程度 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況と対象事業実施区域を 重ね合わせ、解析することにより、改変の有無及び程度について予測した。
	・利用性の変化 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化、到達時間・距離の 変化について予測した。
	・快適性の変化 主要な人と自然との触れ合いの活動の場から認識される近傍の風景の変化 が生じる位置・程度について予測した。
予測地域	調査地域のうち,人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて,主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
予測地点	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて,環境影響を的確に 把握できる地点とした。
予測対象時期等	飛行場の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響 を的確に把握できる時期とした。

(3) 予測結果

ア. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布及び利用環境の改変の程度

対象事業実施区域と人と自然との触れ合い活動の場を重ね合わせた結果は、図 6.12-5 に示すとおりである。女川河口、屋久島空港沖合、は、対象事業実施区域から離れていることから直接改変を受けず、活動範囲及び利用環境に変化はない。

なお、早崎周辺(県指定天然記念物の屋久島早崎海岸の鉱脈群)は、造成範囲の南東端の一部で県文化財指定範囲と重複することとなり、直接改変を受けると予測する。また、この範囲以外にも造成範囲と県文化財指定範囲が非常に近接する箇所もあるため、実際の施工範囲等が確定した段階で、直接改変範囲に含まれる可能性がある。この範囲における施工内容は盛土造成及び進入灯設置のための基礎設置等であり、大規模な掘削は行わない。そのため、「鹿児島県文化財調査報告書 第61集」(平成27年3月 鹿児島県教育委員会)に文化的価値として列挙されている鉱脈・鉱床の露頭、坑道跡等の鉱山跡を大きく改変することはなく、屋久島早崎海岸の鉱脈群の文化財価値への影響は小さい(詳細は、「6.7地形 6.7.2予測及び評価」参照)。

以上のことから、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布及び利用環境の改変の影響は小さいと予測される。

イ. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化

女川河口及び屋久島空港沖合は、対象事業実施区域から離れており、場の改変・接触はなく、事業の実施による利用の支障及び支障が生じる箇所は生じない。また、利用環境は現状維持のため、利用可能な人数の変化も生じない。女川河口に至る経路については、現状のまま維持される、屋久島空港沖合は、船により進入してくることから、場への移動距離・到達時間等の変化は生じない。

また、早崎周辺の県指定天然記念物の屋久島早崎海岸の鉱脈群については、前述のとおりであり、直接改変を受ける可能性があるが、活動の場に関する影響については小さいことから、利用性についても同じく小さくなるものと予測される。ただし、航空灯火の保護柵により現状の移動経路が分断されるため、図 6.12-5 に示すとおり利用性が阻害される。

以上のことから、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が生じると予 測される。

ウ. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の快適性の変化

女川河口は、河川の水辺空間での活動であり、対象事業実施区域方面の視認性は低い。

次に、屋久島空港沖合は、空港延伸により改変区域が視認される可能性があるが、当該場は、釣りスポットとしの利用場であることから水面を注視するような視点での利用が主となる。さらに、現状の空港の延伸といった連続した平坦な構造の出現であることから、全体としてあまり目につきにくい存在であると考えられる。

また、早崎周辺からの景観については、海岸林により対象事業実施区域は視認できない(「景観」を参照)。なお、航空機騒音は現状から増加するものの、環境基準値以下であると予測されることから、大きな影響は生じないものと考えられる。

以上のことから、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の快適性の変化はほとんど生じないことから、影響は小さいと予測される。

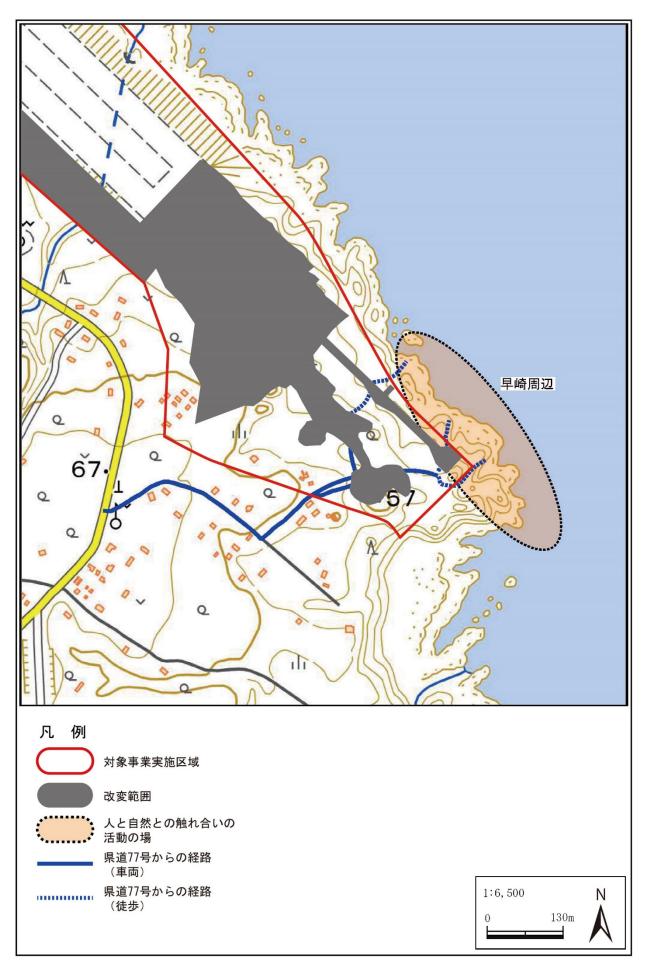


図 6.12-5 人と自然との触れ合いの活動の場

2)環境保全措置

(1) 飛行場の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場(土地又は工作物の存在及び供用

ア. 環境保全措置の検討の状況

予測の結果を踏まえ、環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表 6.12-6 に示すとおり、環境保全措置の検討を行った。

表 6.12-6 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
早崎鉱山跡地への通路 の確保	早崎鉱山跡地への通路の遮断となる保護柵の部分開放、又は外周に通路 の整備等
改変範囲・規模の最小化	指定文化財の範囲の施工にあたっては、改変範囲及び誘導灯等の設置のため の掘削深度を最小化する施工計画を策定する

イ. 検討結果の整理

検討の結果、実施することとした環境保全措置及び環境保全措置の効果、効果の不確実性、他の環境に生じる新たな影響等について整理した(表 6.12-7 参照)。

表 6.12-7 環境保全措置の検討の検討結果

環境保全措置の 種類	環境保全措置の方法及び実施の内容	環境保全措置の 効果	当該措置を 講じた後の 環境の状況 の変化	効果の不 確実性の 程度	実施に伴い 生ずるおそ れがある環 境への影響	採用の 有無	予測への反映
早崎鉱山跡地への通路の確保	早崎鉱山跡地への 通路の遮断となる 保護柵の部分開放、 又は外周に通路の 整備等	移動経路の確保に より早崎鉱山跡地 への利用性の影響 を回避する。	云/ がり カノ 口 4以		位置によっ ては動植物 への影響が 生じる場合 がある。	0	_
	指定文化財の範囲 の施工にあたって は、改変範囲及び誘 導灯等の設置のた めの掘削深度を最 小化する施工計画 を策定する。	指定文化財の改変 範囲・規模を最小 化し、地形改変等 による影響の低減	又化財としての価値が	技術的されて確おり、不確実といい。	'≅ Tall ##/./\	0	0

3)事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置については、効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性は小さい。よって、事後調査は行わないものとした。

4)評価

(1) 評価の手法

影響の評価は、調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により人と自然との触れ合い活動の場への影響が、実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているかどうかを評価する方法により行った。

(2) 評価結果

ア. 環境影響の回避・低減に係る評価

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置を踏まえると、人と自然との触れ合いの活動の場の影響は、環境保全措置を講じることにより、回避又は低減がなされるものと考えられる。

以上のことから人と自然との触れ合いの活動の場の影響については、事業者の実行可能な範囲 内で回避又は低減が図られているものと評価する。